

## 緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)の策定及び その後の訓練・研修の進め方について

令和3年1月27日  
原子力規制庁

令和2年度第41回原子力規制委員会(令和2年12月2日)において、緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称。以下、「基本方針」という。)の策定について諮った際(参考参照)、検討の進め方をまずは原子力規制委員会に示すようにとの指示があった。

これまで実施してきた訓練から、1)緊急時対応として限られた情報や複雑な情報から高度な意思決定を行う訓練、2)オンサイトーオフサイト間の組織的連携強化、3)新たに要員になった職員による技術的知識の速やかな習得、4)中長期的視点での中核要員の確保、その人材育成などの課題があると認識している。

これらの課題を解決し、各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持・向上させるために、基本方針を策定し、その下で計画的に訓練・研修を行うこととしたい。このため、内閣府(原子力防災)と連携し、以下のとおり検討を進める。

- ① 春頃を目途に、原子力規制委員会に基本方針案を諮り、了承を得る。その際、参考としてプラント班の訓練・研修活動計画も提示する。
- ② 基本方針を踏まえ、夏頃までに、内閣府(原子力防災)と協力して、各機能班に共通の訓練・研修を示すとともに、各機能班長は必要に応じ、これに追加して参加すべき訓練・研修を提示する。これらを踏まえ、各要員は自身が参加する訓練・研修を明確化する。
- ③ それ以降、業績評価者及び機能班長が各要員の訓練・研修への参加状況を確認して人事評価に反映するなど必要なマネジメントを行うことに加え、基本方針に基づく取組全般についても必要な改善を図っていく。

上記のほか、各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持・向上させ、中長期的な人材育成を図るための検討を進める。

### ○参考資料

- ・ 緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)等の策定について【令和2年12月2日第41回原子力規制委員会資料】

## 緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)等の策定について

令和2年12月2日  
原子力規制庁

### 1. 背景・目的

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）では、緊急時対応能力の維持・向上を目的として様々な訓練や研修を実施している。

緊急時対応は、通常時の組織編成とは異なる態勢（いわゆる機能班など）で行われるため、訓練及びそのマネジメントもそれに沿ったものである必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年を経過し、当時の緊急時対応を経験した職員が減少していく中、規制庁の各職員が事故の教訓等を継承し、組織的かつ継続的に緊急時対応能力を向上させるため、緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)(以下、「基本方針」という。)を策定し、その下で計画的に各種訓練や研修を実施することとしたい。

### 2. 基本方針の構成(案)

#### ① 理念

原子力災害が発生した際の組織として及び各職員としてのあるべき姿を示すとともに、平時における備え（＝訓練や研修など）がいかに重要かを論じる。

#### ② 緊急時対応に必要とされる能力

緊急時対応組織の機能及び要員の役割を踏まえ、それを果たすために必要とされる能力（例えば、原子力に関する技術的知識、機器操作、他機能班員との連携など）の水準を示す。

#### ③ 能力維持・向上の取組み

②で示した能力を維持・向上させるための取組みの全体像（例えば、受講する訓練・研修や中核要員の後進育成の方針）を示す。

#### ④ マネジメント

各職員が、こうした取組みに参加し、個人及び組織として緊急時対応能力の維持・向上が図られるようマネジメントの仕組み（各部署の役割、年度ごとのマネジメントフローなど）を示す。なお、こうした取組みは内閣府（原子力防災担当）と連携する。

### 3. 検討の進め方

基本方針は規制庁として策定するものとし、原子力規制委員会における議論を経て、その了承を得て年度内を目途に策定する。

### 4. 基本方針の具体化

基本方針策定後は、2. ④のマネジメントの仕組みに沿って、各職員が所定の訓練等に参加し、緊急時対応能力の維持・向上が図られているかを毎年度確認し、また、その状況を適宜原子力規制委員会にも報告する。